

コンプライアンス規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、三井ボランティアネットワーク事業団（以下「三井 V-Net」という）の活動に関わる者が、法令および社会的規範を遵守し、高い倫理観をもって行動するための基本事項を定め、三井 V-Net の健全かつ持続的な活動と社会的信頼の維持・向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、三井 V-Net の役員、事務局員、会員、（以下「構成員」という）に適用する。

第2章 行動規範（行動指針）

第3条（基本姿勢）

構成員は、三井 V-Net の目的および理念を理解し、公共性の高い活動に携わっていることを自覚し、誠実かつ責任ある行動をとらなければならない。

第4条（人権の尊重）

構成員は、すべての人の人格および人権を尊重し、相手の立場や価値観に配慮した言動を心がけなければならない。

第5条（公正・誠実な活動）

構成員は、良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努め、公正かつ透明性のある活動を行わなければならない。

第6条（禁止行為）

構成員は、

- ① 各国の文化、習慣、歴史をよく理解し、個人の基本的人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体、障害、年齢等に関する差別的な言動、暴力行為、ハラスメント、いじめ等の人格を無視する一切の行為を行ってはならない。
- ② 政治、思想、宗教、独自に所属している会等への勧誘行為を行ってはならない。また、物品等の販売行為を行ってはならない。
- ③ 私的利益や特定の第三者の利益のために、三井 V-Net の地位や活動を利用してはならない。
- ④ 虚偽報告、横領、不正受給、改ざん、その他三井 V-Net の信用を損なう一切の行為を行ってはならない。

第7条（情報の適正な取扱い）

構成員は、活動を通じて知り得た個人情報および機密情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示または漏えいしてはならない。また、第三者に関する情報は正当な方法で入手すること。

第8条（安全・安心への配慮）

構成員は、活動にあたり安全確保を最優先とし、事故やトラブルの防止に努めるとともに、問題が生じた場合には速やかに報告・対応すること。

第3章 コンプライアンスの遵守

第9条（法令および規程の遵守）

構成員は、法令および社会的規範、三井 V-Net のコンプライアンス規程を遵守すること。

第10条（会計の透明性）

三井 V-Net の資金、寄付金、物品等は、目的に沿って適正に使用し、会計処理の透明性および説明責任を確保しなければならない。

第4章 相談・通報および違反对応

第11条（相談・通報）

- ① 構成員は、本規程に違反する行為またはそのおそれを認識した場合、速やかに三井 V-Net が定める相談・通報窓口に報告するよう努める。
- ② 通報者は、通報を理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

第12条（違反時の対応）

構成員が、法令・社会的規範および本規程に違反した場合、三井 V-Net は事実関係を調査のうえ、注意・指導、文書による厳重注意、一定期間の活動停止、除名等の必要な措置を講じることができる。

第5章 雑則

第13条（教育・周知）

三井 V-Net は、本規程の内容について、構成員に対し継続的な周知および啓発に努める。

第14条（改廃）

本規程の改廃は、三井 V-Net 運営委員会で協議し理事会で決定する。

第15条（附則）

本規程は、2026年8月1日より施行する。